

重点医師偏在対策支援区域における経済的インセンティブ事業について

※補助対象経費、基準額等は、現時点における内容であり、今後変更となる場合があります。

あらかじめご了承ください。

①重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業

【事業概要】

(1) 施設整備事業

診療所の運営に必要な診療部門(診察室、処置室等)等の整備に対する補助を行う。

(2) 設備整備事業

診療所の運営に必要な医療機器の整備に対する補助を行う。

(3) 地域への定着支援事業

診療所を承継又は開業する場合に、一定期間の地域への定着支援を行う。

【実施主体】

重点区域内で承継又は開業する診療所であって、都道府県の地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た診療所

【補助基準額等】

(1) 施設整備事業

補助対象	1 m ² 当たり補助単価	補助率
次に掲げる基準面積に右記の補助単価を乗じた額の合計額	鉄筋コンクリート：558,000 円 ブロック：444,000 円 木造：362,000 円	1/2
○診療部門		
・無床診療所の場合：160 m ²		
・有床診療所の場合（5床以下）：240 m ²		
・有床診療所の場合（6床以上）：760 m ²		
○診療部門と一体となった医師住宅：80 m ²		
○診療部門と一体となった看護師住宅：80 m ²		

(注) 施設整備事業は、承継・開業の一定期間後に採算性が見込まれる診療所を想定しており、診療圏の人口が10年後に2,000人程度を下回る見込みの診療所を支援対象とする場合は、へき地医療拠点病院からの巡回診療、オンライン診療等による対応も含め、地域医療対策協議会及び保険者協議会で協議する。

(2) 設備整備事業

補助対象	1 か所当たり基準額	補助率
診療所として必要な医療機器購入費	16,500 千円	1/2

(3) 地域への定着支援事業

補助対象	基準額	補助率
診療所の運営に必要な次に掲げる経費 職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手	1 か所当たり次により算出された額	2/3

当、報償費、旅費、備品費（単価 50 万円未満に限る。）、消耗品費、材料費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、社会保険料、雑役務費、委託費	(1) ①診療日数《1 日～129 日》 6,200 千円 + (71 千円 × 実診療日数) ②診療日数《130 日～259 日》 6,200 千円 + (77 千円 × 実診療日数) ③診療日数《260 日以上》 6,200 千円 + (87 千円 × 実診療日数) (2)訪問看護による加算額 25 千円 × 訪問看護日数	
--	--	--

【令和 7 年度（令和 6 年度繰越）事業からの変更点】

- ・「一定期間の地域への定着支援」について、「一定期間」は「承継又は開業した日から最大 3 年」とする。

【対象機関】

- (1) 施設整備事業・・・令和 9 年 4 月 1 日以降に重点区域内で承継・開業をする予定の診療所
- (2) 設備整備事業・・・令和 9 年 4 月 1 日以降に重点区域内で承継・開業をする予定の診療所
- (3) 地域への定着支援事業・・・重点区域内で令和 6 年 12 月 17 日（令和 6 年度国補正予算成立日）以降に承継・開業した（する予定の）診療所

②重点医師偏在対策支援区域の医療機関に医師を派遣する派遣元医療機関支援事業

【事業概要】

中核病院等からの医師派遣により重点医師偏在対策支援区域の医師を確保するため、重点区域内の医療機関に医師を新たに派遣する医療機関に対して、医師派遣に要する費用の支援を行う。

【実施主体】

重点区域内の医療機関に医師を派遣する医療機関であって、都道府県の地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た医療機関

【補助基準額等】

基準額：61,000 円 × 延日数

対象経費：重点区域内の医療機関への常勤医や代診医等の医師派遣に要する費用

補助率：3/4

【補足】

- ・ 特定機能病院からの医師派遣は対象外とする。
- ・ 同一開設者間での医師派遣は対象外とする。
- ・ 宿日直を行うための派遣は対象外とする。
- ・ 派遣の形態は、常勤・非常勤は問わない。
- ・ 都道府県域を超える医師派遣を行う場合は、派遣先医療機関が所在する都道府県が派遣元医療機関の開設者へ支援を行うものとする。
- ・ 派遣元医療機関において、令和8年度より医師派遣している人数（人日換算）が増えた分を対象とする。

※増加の判断は、派遣先医療機関ごとに行う。

- ・ 派遣形態は、常勤として一定期間継続して派遣する場合及び兼業許可等により定期的に非常勤職員として派遣する場合を対象とする。なお、非常勤医師数は、派遣人数を常勤換算して算出する。
- ・ 本事業の支援対象となる医療機関に対しては、地域医療介護総合確保基金による支援はできない。
- ・ 対象経費となる「医師派遣に要する経費」は、以下のものが考えられる。

本来、当該派遣医師から得られた診療報酬分の収入減（※）

当該派遣医師がいなくなることによる、他の医師への負担（残業代など）

新規に医師を雇用する際にかかる費用（広告料、研修費用など）等

※医師1人が1か月にあげる利益の計算例

年間診療収益（入院・外来）－年間経費（医療職人件費＋材料費＋その他の経費）

医師数（常勤＋非常勤）

×1/12

③重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための代替医師確保支援事業

【事業概要】

重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境を改善して、重点区域への派遣の納得感や重点区域で勤務する意欲の向上を図ることにより、重点区域で新たに勤務する医師を増やし、重点区域の医師の離職を減らすため、土日の代替医師確保への支援を行う。

【実施主体】

重点区域内の医療機関であって、都道府県の地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た医療機関

【補助基準額等】

基準額：60,000 円 × 延日数（日直、宿直数）

対象経費：土日祝日の代替医師の雇上にかかる経費

補助率：1/2

【補足】

- ・夜間休日診療を行うための、土曜日・日曜日・祝日の宿日直を行う代替医師（非常勤）が対象。
- ・令和8年度より常勤医の日当直回数が減少した分を対象とする。
- ・「医師派遣元医療機関支援事業」を活用している医療機関も本事業の対象になる。
- ・代替医師が医療機関から派遣されている場合において、派遣元医療機関が本事業の対象である場合は、対象外とする。ただし、不足する特定診療科に限定した代替医師を派遣されている場合は、対象とすることは可能。
- ・1医療機関において、申請できるのは「1当直帯あたり1人分まで」とする。
- ・フルタイムで日直・宿直を実施していない場合は、勤務時間に応じて、回数を按分すること。

④重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための施設整備事業

【事業概要】

重点医師偏在対策支援区域における医療機関の宿直室等の施設整備を行うことにより、医師の勤務・生活環境を改善することで医師の離職防止や新たに勤務する医師の増加を図る。

【実施主体】

重点区域内で医師の勤務・生活環境改善を行う医療機関であって、都道府県の地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た医療機関

【補助基準額等】

対象経費

医師の勤務・生活環境改善に資する次の部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費

- ・宿直室 ・医局
- ・更衣室 ・浴室 等

補助対象	1 m ² 当たり補助単価	補助率
次に掲げる基準面積に単価を乗じた額とする。 基準面積 80 m ²	鉄筋コンクリート : 558,000 円 ブロック : 444,000 円 木造 : 362,000 円	1/2

【補足】

- ・住居としてのみ使用される医師住宅は対象とならない。
- ・診療所だけでなく、病院も対象。